

# 令和3年度所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、下記のとおり所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 肺炎

件数	治療日数	治療内容
22	97	血液検査、尿検査、血中酸素濃度測定等施行。抗生剤（内服・点滴注射）、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引、酸素投与など、診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

## 尿路感染症

件数	治療日数	治療内容
40	213	血液検査、尿検査等施行。抗生剤（内服・点滴注射）、水分補給（経口・点滴）など、診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

## 带状疱疹

件数	治療日数	治療内容
1	7	施設内での治療が可能と判断された場合に、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など、診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

## 蜂窩織炎

件数	治療日数	治療内容
3	17	施設内での治療が可能と判断された場合に、抗生剤（内服・点滴注射）など、診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。